

都市計画法の開発許可をうけた工事の盛土規制法のみなし許可について

1) みなし許可制度の概要

盛土規制法による許可が必要な工事で、都市計画法第 29 条第1項又は第2項による開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。これにより、盛土規制法の許可を重複して受ける必要はありません。

盛土規制法の許可が必要な工事

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。

2) みなし許可となる工事で必要な盛土規制法の手続き

許可申請の手続きは不要ですが、次の(1)～(3)の事項を実施しなければなりません。

(1) 中間検査(法第 18 条、37 条)

工事が法で定められた規模以上※1の場合で、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工程がある場合は、当該工程を終えた日から4日以内に中間検査の申請を行う必要があります。

なお、中間検査に合格した後でなければ、次工程(埋め戻しなど)に着手することはできません。

○ 提出書類： 中間検査申請書、当該工程に係る工事の内容を明示した平面図 など

(2) 定期報告(法第 19 条、38 条)

工事が法で定められた規模以上※1の場合で、3か月以上の工期がある場合は、3か月ごとに工事の進捗について定期報告を行う必要があります。

○ 提出書類： 報告書、盛土又は切土をしている土地及び付近の状況を明らかにする写真 など

注) ※1：「定められた規模」とは、図中の青色で示す規模です

(3) 標識の表示(法第 49 条)

見えやすい場所に盛土規制法で定められた標識を掲げる必要があります。

○ 記載事項は以下のとおりです。

- ・工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・現場管理者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ・許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

○ 標識の様式は以下のとおりです。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可
特定盛土等に関する工事の届出 済標識

70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名		見取図
	2	許可番号	第 号	
	3	許可又は届出年月日	年 月 日	
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	盛土又は切土の高さ	メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル	
			切土 立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

50センチメートル以上

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

参考：盛土規制法（抜粋）

○ 第 15 条第 2 項（許可の特例）

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

○ 第 34 条第 2 項（許可の特例）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

○ 第 27 条第 5 項（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。